

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の延長等

<改正のポイント>

1.趣旨・背景

設備投資に関する固定資産税の減免の特例は、中小企業の成長を支援し地域経済の活性化を図るために設けられている。赤字企業も含めた中小企業の積極的な投資を支援し、社会全体の経済的発展を促すため、固定資産税の特例措置について要件等を見直した上で2年間延長する。

2.内容

- ・適用要件において、雇用者給与等支給額(※)の引き上げが必須条件となる。
- ・雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置付けた場合の減免割合が最大3/4(改正前は最大2/3)に引き上げられる。

3.影響

改正前の上乗せ措置である雇用者給与等支給額の引き上げが必須条件となるため適用対象企業が限定される。

4.実務のポイント

大綱(12月20日公表)上、「適用期限を2年に限り延長する」という記載があり、2027(令和9)年4月1日以降の延長に対して消極的な表現となっている。

※雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう(租税特別措置法 第42条の12の5 第5項第9号)。

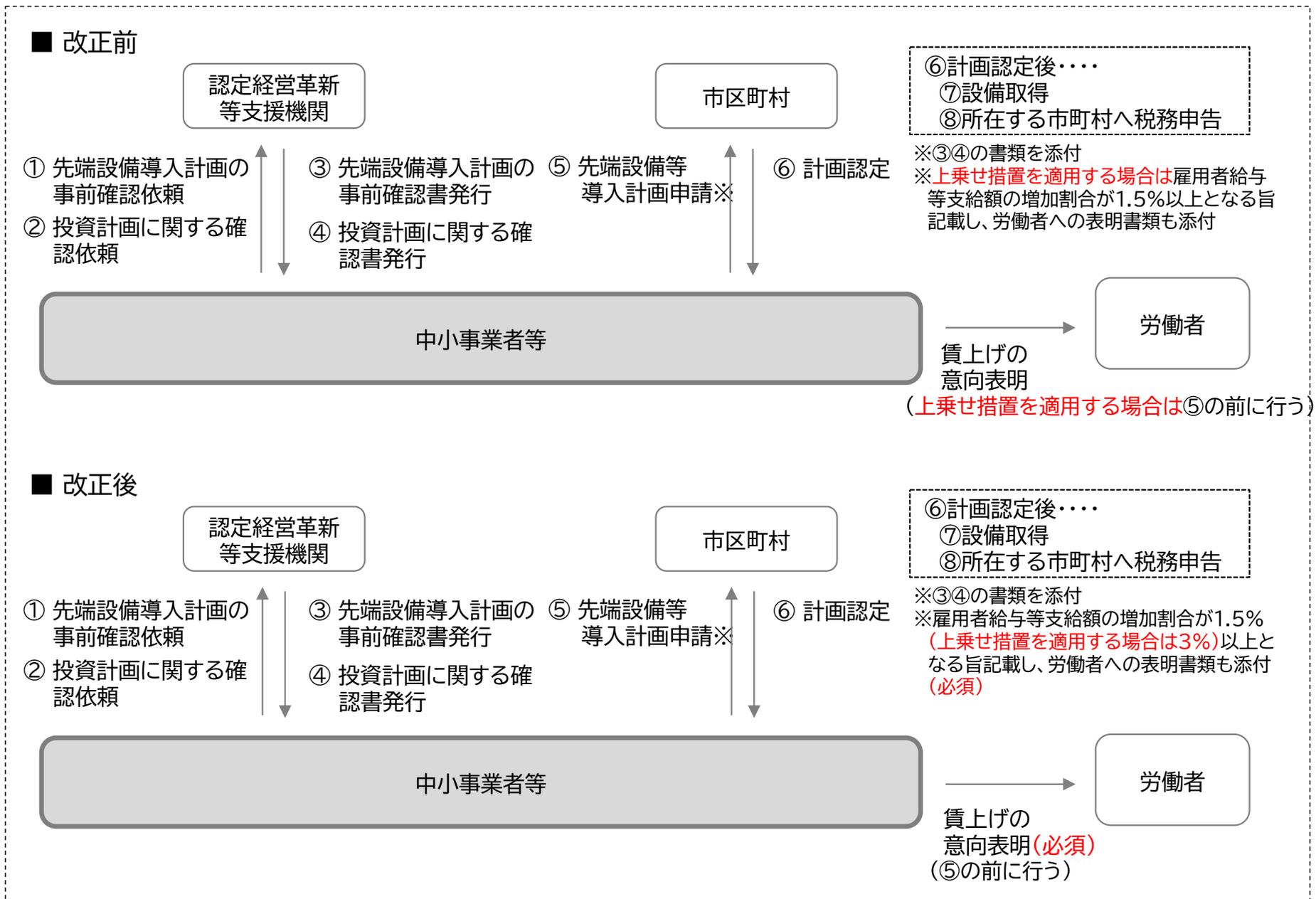
2.制度の内容及び改正の内容

(1)制度及び改正の内容

項目		改正前	改正後
適用対象法人		中小事業者等(以下の要件を満たす法人又は個人) ①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人(大規模法人に発行済株式総数等の1/2以上を所有されている法人等を除く) ②資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人 ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人	改正なし
適用対象設備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置(160万円以上) ・ 器具備品(30万円以上) ・ 建物附属設備(60万円以上 ただし、家屋と一体となって効用を果たすものを除く。) ・ 工具(30万円以上) 	改正なし
適用要件	一般	①「先端設備等導入計画」の認定(中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させる内容であることが必要) ②投資利益率が5%以上となることが見込まれている投資計画に記載された一定の設備であること	①改正なし ②改正なし ③雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明
	上乗せ措置	③雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明	④雇用者給与等支給額の実績と比較して3%以上となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明
税制措置	一般	固定資産税が最初の3年間1/2減免	固定資産税が最初の3年間1/2減免(適用要件③追加)
	上乗せ措置	①2023(令和5)年4月1日~2024(令和6)年3月31日取得分 固定資産税が最初の5年間2/3減免 ②2024(令和6)年4月1日~2025(令和7)年3月31日取得分 固定資産税が最初の4年間2/3減免	固定資産税が最初の5年間3/4減免
適用期間		2025(令和7)年3月31日まで	2027(令和9)年3月31日まで

2.制度の内容及び改正の内容

(2)具体的な適用手続き



2.制度の内容及び改正の内容

(3)提出書類イメージ

■ 先端設備等導入計画

別紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号	
4	資本金又は出資の額	
5	常時使用する従業員の数	
6	主たる業種	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現状認識

①自社の事業概要
②自社の経営状況

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容
②将来の展望

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B - A) / A
千円	千円	%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

設備等名/型式	導入時期	所在地
1	年 月	
2	年 月	
3	年 月	

4	年 月	
5	年 月	

設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				

設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別		
小計		
合計		

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)

6 雇用に関する事項

--

(出典)中小企業ホームページ:先端設備等導入制度による支援 申請書様式より

3.実務上のポイント

※雇用者給与等支給額に関する税制には、主に次のようなものがあります(改正前)。

項目	内容	根拠条文
大企業向け賃上げ促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出するすべての法人又は個人事業主が対象 継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上増加した場合、法人税額の特別控除が可能 	租税特別措置法第42条の12の5
中堅企業向け賃上げ促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出する常時使用する従業員数が2,000人以下の法人又は個人事業主が対象 継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上増加した場合、法人税額の特別控除が可能 	租税特別措置法第42条の12の5
中小企業者等における賃上げ促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告書を提出する中小企業者等又は個人事業主が対象 雇用者給与等支給増加割合が1.5%以上増加した場合、法人税額の特別控除が可能 	租税特別措置法第42条の12の5
固定資産税の減免の特例	<ul style="list-style-type: none"> 中小事業者等が対象 雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上となることを計画に位置付けるとともに、労働者に表明した場合、固定資産税減免の上乗せ措置が適用(改正後は必須となる) 	地方税法附則第15条
地域未来投資促進税制	<ul style="list-style-type: none"> 下記の要件等を満たしていない大企業については、税額控除を選択することができない。 賃上げ要件: 当期の継続雇用者の給与等支給額 > 前期の継続雇用者の給与等支給額 ※資本金が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1,000人以上、又は従業員数2,000人超で前事業年度が黒字の法人等の賃上げ要件は、次の通り。 当期の継続雇用者の給与等支給額が前期の継続雇用者の給与等支給額から1%以上増加していること (「地域未来投資促進税制」を参照) 	租税特別措置法第42条の13

※令和7年度改正後は、中小企業経営強化税制において、給与増加割合を要件とした収益力強化設備(B類型)に対する特別償却または税額控除の拡充措置が予定されています(「中小企業経営強化税制の見直し及び延長と拡充」を参照)。